

宮崎労働局第9次粉じん障害防止総合対策

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、8次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「事業者が講ずべき措置」という。)として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

平成30年度から平成34年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項等

1 当局管内のじん肺新規有所見者の発生状況及び対策の推進状況

局第8次総合対策期間中（平成25年度から29年度）のじん肺新規有所見者（新規にじん肺管理区分2以上の決定がなされた者）数は20人で、局第7次総合対策期間中（平成20年度から24年度）の29人と比較して9人（31%減）の減少となった。単年でみると、平成25年6人、26年4人、平成27年5人、平成28年3人、平成29年2人で緩やかな減少傾向が見られる。

第8次総合対策期間中のじん肺新規有所見者数を業種別にみると、ずい道等建設工事業が最多の6人となっており、ずい道等建設以外の建設業が3人となっている。また、製造業は、各業種にまたがっているものの全体として10人となっており、建設業全体を上回っている。

粉じん作業別では、ずい道内部等の鉱物等掘削作業6人、岩石・鉱物裁断等作業4人、粉状鉱石等混合作業3人の順となっている。

局第8次総合対策期間中の監督指導結果では、違反率58%で、違反内容別では、じん肺定期健康診断（じん肺法第8条）（違反率14%（局8次総合対策実施前26%））、呼吸用保護具の使用（粉じん則第27条1項）（違反率10%（同17%））が特に違反率が高くなっており、局第8次総合対策実施前と比較すると下がってきているものの、今なお粉じん障害防止に係る基本的な違反が多くみられた。

なお、ずい道建設工事については、粉じん関係の違反が見られないなど改善が図られている。

また、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として毎年発生している。

2 総合対策の重点事項

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進
- (6) 局第8次総合対策5か年計画対象事業場のうち引き続き指導等を要する事業場に対する対策

第4 局署の実施事項

局の実施事項

1 関係団体等に対する指導等の実施

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体等の県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」をはじめ、粉じん則及びじん肺法等関係法令に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等と連携し、粉じん作業を有する会員事業場に対する普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する指導を行う。

- (2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として、関係団体等に対し、当該月間中における各種行事

等において粉じん対策に関する周知について要請する。

イ 関係団体等を通じて、粉じん作業を有する会員事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的を実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画届出（ずい道等の建設等の仕事）に係る同法第89条の2の規定による労働局長の審査の対象となる計画については、平成4年9月30日付け基発第540号「都道府県労働基準局長の審査について」に基づき、適切な審査を行う。

また、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った計画となっているか確認するとともに、建設業労働災害防止協会が、策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）（以下「換気技術指針」という。）についても、必要に応じ参照するなど必要な指導を行う。

3 建設工事関係者連絡会議等における要請の実施

国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく粉じん対策を実施するための措置について要請を行う。

また、「換気技術指針」についても、必要に応じ参照するよう周知する。

4 中小規模事業場への支援

関係団体等を通じて、中小規模事業場に対し、宮崎産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業又は各地域産業保健センターにおける健康相談事業等について周知広報を図る。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

5 じん肺診査における精度確保

県内各医療機関においても、デジタル化が進んできているものの、現行においてはエックス線撮影による検査の結果の提出は原則フィルムに限られており、また、具備すべき条件を満たす医療用モニターが配備されていないことからデジタル画像による診断を行っていないところである。

なお、平成28年3月14日基発0314第4号「「じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領」の改正及び「審査請求に関する事務取扱要領」の制定について」において示されているとおり、全国的に一定の水準に達した段階で関係通達の改正が予定されているところであるので、改正がなされた場合は、当該改正通達に沿った対応とする。

署の実施事項

1 集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

集団指導、個別指導及び監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「事業者が講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法等の各規定に定める措置の効果的な周知徹底を図る。特に、重点事項である「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康診断実施結果報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分を含め、厳正な措置を講じる。

さらに、必要に応じ事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図る。

2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画届出の提出徹底を図るとともに、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、引き続き重点的に監督指導及び個別指導を行うこととし、実施時期を考慮の上、原則として1年に1回は監督指導を実施する。

併せて、「ガイドライン」に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記1及び2の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

4 建設工事関係者連絡会議等における要請の実施

国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、局の実施事項3に準じ、指導を行う。

5 関係団体等に対する指導等の実施

(1) 労働災害防止団体等の支部、分会等、関係事業者団体等を通じて、局の実施事項1の(1)に準じ、指導を行う。

(2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 局の実施事項1の(2)に準じ、労働衛生週間説明会等において粉じん対策に関する説明を行う。

イ 粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的を実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、集団指導、個別指導及び監督指導等において宮崎産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業又は各地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。特に近年の粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）の改正においても、屋外における鉱物破碎作業と屋外における岩石・鉱物の研磨作業等・ばり取り作業や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめ、呼吸用保護具の使用を要する作業を追加する改正が複数なされているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

また、じん肺所見が認められる労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。

さらに、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

加えて、地域の実情をみると、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、上記5つの重点事項に加え、管内のじん肺新規有所見労働者の発生状況、これまでの各局の総合対策の推進状況等に応じて、上記以外の粉じん障害防止対策を推進する必要もある。

上記内容をふまえ、局第9次総合対策においては、「屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策」「ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策」「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」「じん肺健康診断の着実な実施」「離職後の健康管理の推進」「第8次総合対策5か年計画対象事業場のうち引き続き指導等を要する事業場に対する対策」を事業者が重点的に講ずべき措置としている。

第2 具体的実施事項

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん障害予防規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第70号）により、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

(2) 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第58号）により、屋外における鉱物等の破碎作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における鉱物等の破砕作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における鉱物等の破砕作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年 3 月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うこと。じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技

術上の指導等を行うこと。

3 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任

平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

事業者は労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。

また、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

ア 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

イ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

ウ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

また、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定

や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であることから、じん肺法 20 条の 3 の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行った上で使用すること。

4 健康管理対策の推進

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うこと。じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理

教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

5 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)(以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

6 局第8次総合対策5か年計画対象事業場のうち引き続き指導等を要する事業場に対する対策

局第8次総合対策5か年計画の重点対象であったアーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策等についても、引き続き指導等を要する推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、これらの粉じん障害防止対策等について、第8次総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の以下の措置を引き続き講じること。

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- エ 健康管理対策の推進
- オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- オ 特別教育の徹底
- カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- キ たい積粉じん対策の推進
- ク 健康管理対策の推進

7 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。